

日
弁
連
六
十
年

「日弁連六十年」

日本弁護士連合会創立六〇周年を記念して、ここに『日弁連六十年』を刊行します。

五〇年史をまとめて以来のこの一〇年間、日弁連は、かつてないスピードで活動の幅を広げ、とりわけ司法制度改革や人権擁護活動において目覚ましい成果をあげました。本書には、この間の幅広い活動がコンパクトにまとめられています。

本書でも触れているとおり、現状批判と提言にとどまらず、望ましい司法制度を作る取組みは、それが多くの利益衡量を含むだけに、多様な会員によって構成される日弁連の中で会内合意を得ることに多くの困難がありました。

しかし日弁連は、およそ二〇年前から、司法の現状を変えるために、まず自らが改革に立ち上がり、その行動によって大きな制度改革を実現しようとした。この決意は、次第に多くの会員が共有するところとなり、ついにマダマのようにうねり始めたのです。

司法の抜本的な改革を求めたのは、日弁連だけではなく、各界にもその動きが見られるようになり、ついに国民的な広がりの中で議論されるようになりました。司法制度改革審議会が設置されたのは、そのような背景があったからであり、その意見をもとに政府全体で改革の大事業を行ったのです。日弁連は、これまで司法試験合格者増の問題などへの消極的対応が外部から厳しく批判された経緯があり、今次の大改革において受け身の対応に陥りかねない懸念がありました。しかし、日弁連は、審議会の議論において、市民のための司法を実現しようと総力をあげて取り組み

ました。

振り返れば、二一世紀のあるべき司法の骨組をつくった審議会において、当初抜本的改革に消極的な立場が強い中で、これ乗り越え、基本的には日弁連の求める内容に近い意見を取りまとめるまでには、多くの会員の献身的な努力がありました。また、その後審議会の意見を法案などの形に結実させるに当たっても、多くの会員の活動がありました。私はここに、会員はもとより、このたびの司法制度改革にも取り組んだ各界各層の方々、法案成立に関わられた与野党の国会議員のご努力に感謝する次第です。

多くの関係者のご理解があつて、抜本的な司法制度改革が行われ、とくに六〇周年の記念すべき年に、改革の総仕上げといふべき全面的な被疑者国選弁護士制度と裁判員制度による司法への国民参加が実現したことは、大きな喜びです。そして、この新しく制度改革された現場をこれから担うのは、続々と入会してくる法科大学院で教育を受けた法曹であることにも深い感慨を覚えます。

この一〇年、日弁連の人権擁護の活動も活発に行われました。本書でも記述されているように、環境保護、冤罪救済など従来からの活動のほか、国際人権、高齢者、男女共同参画、貧困問題、消費者庁の発足に至る消費者問題での活動など、時代の要請に応える新しい取組みも高い評価を受けました。ひまわり公設事務所やスタッフ弁護士など、公共的使命を担って活躍をする会員が増えたことにより、過疎偏在問題や社会弱者に対するセーフティネット機能強化への取組みも強化されました。

一方、本書から弁護士・弁護士会に求められる今後の課題も見えてきます。

法曹人口増を支える基盤整備はいまだ十分とは言えません。業務拡大も関係者の努力にもかかわらず、道半ばです。全面的被疑者国選弁護士制度、裁判員裁判、法科大学院、法テラスなど、相互に関連する諸制度は、あくまで枠組ができ、

動き始めたところであり、今後の実践の中で魂を入れるとともに、さらにより良い制度を目指さなければなりません。弁護士への働く環境、活動分野の広がり、会内の価値観の多様化を加速し、会運営は難しいものになるでしょうし、市民は弁護士に、より高度な質と倫理を求めるでしょう。私たちはこれを取り越え、市民だけでなく、中小企業、公共団体など、より多くの分野における要請にこたえねばなりません。

この六〇年間に得た弁護士の社会的地位と信頼は、先人の営々たる努力の成果であることを自覚し、次の一〇年、われわれに課されている諸課題を解決し、より一層弁護士としての社会的責任を果たすためには、今後とも市民の求めるものは何かということに敏感に知る感性を磨き続ける必要があります。弁護士自治は市民の理解の上で初めて成り立つものであることを常に自覚し、今次司法制度改革が弁護士への厳しい批判と期待から始まったことを改めて胸にとめておく必要があります。

『日弁連六十年』は、創立以来の日弁連の活動、中でも司法制度改革の具体化が行われた激動の一〇年を中心に通観し、そして次の一〇年の様々な課題と未来への展望を示しています。

最後に、本書の発刊のために格別の意欲をもって尽力をいただき、また、短期間のうちに編集、出版をなしたごじた執筆者、担当者の皆様に改めて心からの敬意と感謝の意を表する次第です。

二〇〇九年三月一日

日本弁護士連合会

会長 宮崎 誠

「日弁連六十年」を贈る

日本弁護士連合会は、四月に北大西洋条約が調印され、一〇月には中華人民共和国が成立するなど、まさに世界的な激動期であった一九四九（昭和二四）年九月一日、創立されました。

日弁連は、創立以来一〇周年毎に記念誌を刊行してまいりましたが、創立五〇周年にあたる一九九九年には、日弁連五十年の通史として『日弁連五十年史』を刊行し、その歩みを振り返りました。そして創立六〇周年にあたる本年、日弁連創立六〇周年記念事業のひとつとして、この『日弁連六十年』を発行いたしましたこととなりました。

本書では、この一〇年間の歩みとして、まずは第一章で、この一〇年、日弁連が文字通り心血を注いで取り組んだ司法制度改革の三本柱とも言うべき、法科大学院、裁判員制度、日本司法支援センターの設置の取組みを取り上げ、現状の評価と今後の課題を考察いたしました。第二章では、日弁連の中心的使命である人権救済活動、刑事司法、そして今や大きな社会問題となった消費者、医療、労働など多種多様な人権課題の取組みを論じております。第三章は弁護士は社会生活上の医師たれという観点から業務改革と弁護士自治を見つめ直し、第四章では法制度の整備について述べ、第五章で各弁護士会や連合会の司法過疎解消への取組みをはじめとするさまざまな取組みを紹介しています。またこれらに先立つ特集として、「司法改革と日弁連」と題してこの一〇年に日弁連が最重要課題として取り組んだ司法制度改革を総覧いたしました。

このように顧みると、この一〇年は日弁連にとっては歴史上比類のない改革の時代であり、この司法改革の波が弁

護士にどのような影響を与え、それに対して日弁連はどのような役割を果たしてきたのか、ここであらためて振り返ることによって、次の時代の司法を考える一助ともなろうかと思えます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたっては、宮崎誠会長、丸島俊介事務総長をはじめ、大川貞郎日弁連創立六〇周年記念行事実行委員会委員長代行、明賀英樹同事務局長の多大なご尽力があったこと、また各執筆者の先生方、事務局職員、各位のご協力に支えられたものであることを申し添え、ここに深く感謝の意を申し上げる次第であります。

二〇〇九年三月一日

日弁連創立六〇周年記念行事実行委員会

委員長 平 山 正 剛

目次

「日弁連六十年」

「日弁連六十年」を贈る

はじめに

数字でみる日弁連この一〇年の動き…………… 1

一 弁護士の実勢

二 法曹養成制度の改革（法科大学院制度）

三 司法へのアクセス改善

四 刑事弁護における活動

五 日弁連の会財政

特集 司法改革と日弁連…………… 15

(一) 司法改革への道のり

(二) 司法制度改革審議会と日弁連

(三) 立法作業等と日弁連

(四) 司法制度改革の特徴と評価

目 次

- 二 刑事司法と人権
- 三 消費者と人権 〔貸金業法の改正から消費者庁設置へ向けた活動〕
- 四 高齢者・障害者と人権
- 五 子どもと人権
- 六 両性の平等・男女共同参画
- 七 貧困問題と人権
- 八 外国人と人権
- 九 家事事件と人権
- 一〇 報道と人権
- 一一 犯罪被害者と人権
- 一二 民事介入暴力問題への取組み
- 一三 公害・環境
- 一四 被災者支援活動
- 一五 医療と人権
- 一六 労働と人権
- 一七 死刑問題
- 一八 日弁連の国際人権活動
- 一九 共謀罪
- 二〇 憲法改正問題と日弁連
- 二一 教育基本法改正問題

二二 個人情報保護

第三章 業務改革課題の取組み……………336

一 弁護士過疎・偏在対策

二 弁護士法七二条と隣接士業問題

三 業務範囲の拡大は活動領域の拡大か

四 法律事務所の法人化

五 報酬・広告

六 研修

七 綱紀・懲戒制度、市民窓口、紛議調停の運用に関する取組み

八 弁護士業務妨害対策

九 ゲートキーパー問題

一〇 弁護士保険（権利保護保険）制度の歩み

第四章 法制度の取組み……………386

一 民事法制

二 刑事法制

第五章 特筆すべき各連合会・各弁護士会の取組み……………408

一 道弁連とサハリン州在住法曹との交流

年表

- 二 すすらん基金法律事務所の開設
- 三 「やまびこ基金」の設立と偏在対策拠点事務所
- 四 岩手のひまわり基金法律事務所
- 五 法教育の源流
- 六 二〇〇四（平成一六）年新潟県中越地震災、
二〇〇七（平成一九）年新潟県中越沖地震における被災者支援活動
- 七 行刑改革の契機となった名古屋刑務所事件
- 八 生物多様性の実現を目指す中部弁連の活動
- 九 近畿における都市型公設事務所の展開
- 一〇 ここ一〇年間に竣工となった近弁連管内の弁護士会館の概要
↳ 四弁護士会の弁護士会館↳
- 一一 「鳥取県弁護士人口倍増宣言」の決議とその達成
- 一二 ひまわり基金法律事務所はいかにして作られたか
- 一三 四国における司法過疎偏在問題
- 一四 四国ロースクールの開校
- 一五 川辺川ダム建設問題への取組み
- 一六 志布志事件の取組み
- 一七 日弁連事務局

